

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十二号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条障害者支援課の項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 広島県聴覚障害者センターに関すること。

附 則

この規則は、平成二十九年一月五日から施行する。